

令和6年度上野中学校運動部活動規約

上野中学校 部活動顧問会

I 部活動の趣旨

部活動は、学校教育活動の一環として行われる活動であり、その活動においては学校の全職員・保護者・PTA・地域などが共通の理解を図ることが大切である。

また、共通のスポーツ活動に興味・関心をもつ同好の生徒が、より高い水準のスポーツを追究する過程で、次のような資質・能力の育成を図ることを目指している。

- (1) 体力の向上と健康の保持増進、個性や興味の伸張を図る。
- (2) 困難を乗り越える忍耐力と、他と協調する態度を養う。
- (3) 正しい礼儀、ルールを守る習慣を身に付け、生活態度を向上させる。
- (4) 生涯体育・スポーツ活動における生涯学習の基礎の育成を図る。

2 方針

- (1) 学校の管理下において計画・実施する教育活動として、部活動顧問会と職員会の方針並びにきまりを厳守する。
- (2) 常に学業との両立・調和に努める。

3 部活動への入退部について

- (1) 年度始めに「入部許可願い」を提出し、許可された生徒は4月から翌年の3月まで活動できる。
 - ※ 年度途中でも「入部許可願い」の提出は可能。但し、すでに部活動に所属している場合は、「退部届」を提出し、校長の許可を得ることとする。
 - ※ 3年生については、最後に出場する中学校体育連盟主催の大会をもって引退とし、受験勉強に専念する。原則、部活動への参加は認めない。但し、スポーツ推薦及び私立特別奨学生（スポーツ）受験をした生徒に関しては、合格内定通知及び合格発表の次の日から部活動の参加を認める。その場合、顧問・保護者・学級担任と面談を行い、了承を得ることとする。
- (2) 退部については、本人・保護者・顧問・学級担任と相談の上、「退部届」を提出し許可を得る。

4 きまり

(1) 平日の活動

- ①放課後を原則とする。
 - ※ 顧問・副顧問・外部指導者が不在の時は原則として活動はできない。
- ②活動時間は原則2時間程度とする。
- ③水曜日はリフレッシュデー（休養日）とする。

(2) 土曜日・日曜日・祝日の活動

- ①顧問・副顧問・外部指導者が同行している時に限り活動できる。
- ②活動開始は原則として8:00からとし、土曜日・日曜日のどちらかは休養日とする。
 - ※ 練習試合・大会・合宿等は別計画とする。
- ③活動時間は原則3時間程度とする。
 - ※ 練習試合・大会・合宿等は別計画とする。

(3) 長期休業中の活動

- ①活動時間帯は、8:00～17:00を原則とし、活動時間は3時間程度とする。
- ②顧問は休業中の活動計画を事前に提出しなければならない。
- ③生徒の疲労等を考慮し、適度に休養日を設定する。
- ④長期休業中の意義及び生徒の学校外活動や家庭学習等に配慮すること。

(4) 活動時間の延長

- ①以下の事項を厳守の場合のみ、延長することができる。
 - ・ 地区及び県中学校体育連盟主催の総合及び秋季大会前に限る。
 - ・ 事前に保護者の同意を得ている（下校時の安全等）。

- ・ 職員会で了承を得ている。

(5) テスト前における活動停止

- ・ 第1～4回校内テスト…5日前（土曜日・日曜日・祝日も含む）

(6) 各種行事との関連

- ・ 活動においては、学校行事、生徒会行事、学級行事を優先する。

(7) 休養日の取扱について

- ①「家庭の日（第3日曜日）」は、部活動を原則休みにする。

※ 校長の判断により、大会参加等で活動する場合は、その週の他の曜日で休養日を設ける。なお、その場合は、「部活動の振替申請」に必要事項・対応を記入し、事前に申請する。

- ②週2日以上の休養日を必ず設定する。

※ 休養日は、平日に1日以上、土・日に1日以上として設定する。

※ 平日に部活動の休養日を設定する場合は、原則水曜日（リフレッシュデー）とする。

※ 土・日ともに大会・練習試合等の場合は、その週の他の曜日で休養日を設ける。なお、その場合は、「部活動の振替申請」に必要事項・対応を記入し、事前に申請する。

(8) その他

- ①放課後、部活動生を指導する場合には、事前に顧問と連絡を取る。

- ②部室は部活動以外の目的には使用せず、部活動中以外の出入りは禁止する。

※ 最後の施錠の確認をキャプテンが必ず行うこと。

- ③土曜日・日曜日・祝日・長期休業中に自転車で部活動に行く場合は、自転車通が許可されていること。自転車通学のきまりをしっかり守ること。

- ④開始・終了の時刻を厳守する。

- ⑤後片づけ、部室清掃、グラウンド・コート等の整備をきちんとすること。

- ⑥寄り道は禁止である（友人宅・コンビニ等）。

- ⑦部活動を休む場合は、本人か保護者が直接、部顧問に連絡を入れること。

- ⑧学校から出された宿題・生活の記録・宅習を忘れた場合には、各教科担任もしくは、部活動顧問の指示に従う。

- ⑨学校のきまりを守らなかった場合は、個人又は部活動全体で活動を停止し、校内の美化活動（奉仕作業）を行う。停止期間は1週間とし、それ以上は部顧問会の決定に従うものとする。

5 部活動時間について

活動時間は日没等の時刻を考慮し、以下のように定める。

	4月	5～7月	8・9月	10月	11～1月	2月	3月
活動終了時刻	18:15	18:30	18:15	17:45	17:30	17:45	18:00
下校時刻	18:30	18:45	18:30	18:00	17:45	18:00	18:15

6 部活動の服装について

- (1) 基本的には運動のできる服装とし、白、黒、紺、グレーなどの華美でないものとする。
- (2) 土曜日、日曜日、または週休日に部活動に来るときの服装はジャージも可。部活動時の服装でも可。
- (3) 練習試合や大会等の服装は部顧問の裁量に一任する。
- (4) ジャージ、体操服または部活動で揃えた服装での下校も許可する。
- (5) 用具を入れるバッグについては、各部の状況に応じて判断は、部顧問に一任する。

7 指導体制

部活動名	顧問	副顧問	副顧問	外部指導者
軟式野球部	向原心太朗	金井 健二	神尊 佳輝	
女子ソフトテニス	池田 恭平	杉本奈津子		
剣道	池田 海嗣	堀 瑞江		